ライト工業㈱	240,000	千代田区
㈲林建設	60,000	玉名市
肥後ＨＫコンクリート工業㈱	120,000	熊本県和水町
㈱新光組	240,000	熊本市
㈱有明測量開発社	360,000	熊本市
㈱岩永組	120,000	熊本市
佐藤企業㈱	360,000	熊本市
㈱現場サポート	120,000	鹿児島市
㈱吉本組	120,000	熊本県御船町
㈱福岡建設	120,000	八代市
㈱藤永組	120,000	八代市
三共建設㈱	120,000	北九州市
日伸建設工業㈱	120,000	杵築市
㈱センコー企画	120,000	大分市
大光建設㈱	120,000	久留米市
㈱大阪防水建設社	120,000	大阪市
諫山工業㈱	120,000	熊本市
㈱中内土木	120,000	宇城市
熊本不二コンクリート工業㈱	120,000	菊池市
薩摩建設㈱	120,000	鹿児島県さつま町
山本建設㈱	180,000	熊本市
西日本コントラクト㈱	120,000	福岡県篠栗町
㈱髙喜工業	360,000	山鹿市
㈱宝建設	120,000	熊本市
岩奥産業㈱	120,000	八代市
㈱肥後建設社	120,000	熊本県小国町
㈲八十建設	240,000	熊本市
アイウッドダイワ㈱	120,000	熊本市
㈲古田建設	240,000	山鹿市
年間五万円以下のもの	50,000	

民主党参議院比例区第21総支部

報告年月日　27.12.28（27.12.28解散）

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成27年解散分

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

耕風会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	保利　耕輔
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	保利　耕輔
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員

報告年月日　28. 2.26（27.12.31解散）

1　収入総額	12,366,931
前年繰越額	2,818,726
本年収入額	9,548,205
2　支出総額	12,366,931
3　本年収入の内訳	
寄附	9,547,473
政治団体分	9,547,473
その他の収入	732
一件十万円未満のもの	732
4　支出の内訳	
経常経費	6,686,155
人件費	2,521,000
光熱水費	331,361
備品・消耗品費	274,467
事務所費	3,559,327
政治活動費	5,680,776
組織活動費	2,199,421
寄附・交付金	3,481,355
5　寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
保利こうすけ育成会	9,547,473 唐津市

○農林水産省・経済産業省告示第十三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十八年農林水産省告示第十号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十八年十一月四日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢洋一
国務大臣　内閣府特命担当大臣（金融）　麻生　太郎
臨時代理　山本　有二
財務大臣　早苗

目次

第一章　対象事案（第一条・第二条）
第二章　平成二十八年熊本地震に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十八条）
第五章　附則（第十九条―第二十一条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する平成二十八年熊本地震による災害に関する特別相談窓口に係る事案（以下「平成二十八年熊本地震による災害に関する事案」という。）

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の災害に関する特別相談窓口

ロ　平成二十三年八月から九月までの間の暴風雨及び豪雨による災害に関する特別相談窓口

四　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口

ロ　デフレ脱却等特別相談窓口

ハ　自動車サプライチェーン等関連中小企業支援対策特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成二十九年三月三十一日までとする。

第二章　東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年農林水産省経済産業省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第三項に規定する特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）を除く。）であって、特別目的会社（令第四条第二項イからヌまでに掲げる者であって、同様の事業を営む事業者（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二項イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）を除く。）であって、同様の事業を営む事業者（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二項イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）を除く。）であって、業務内容の変更が制限されていること。